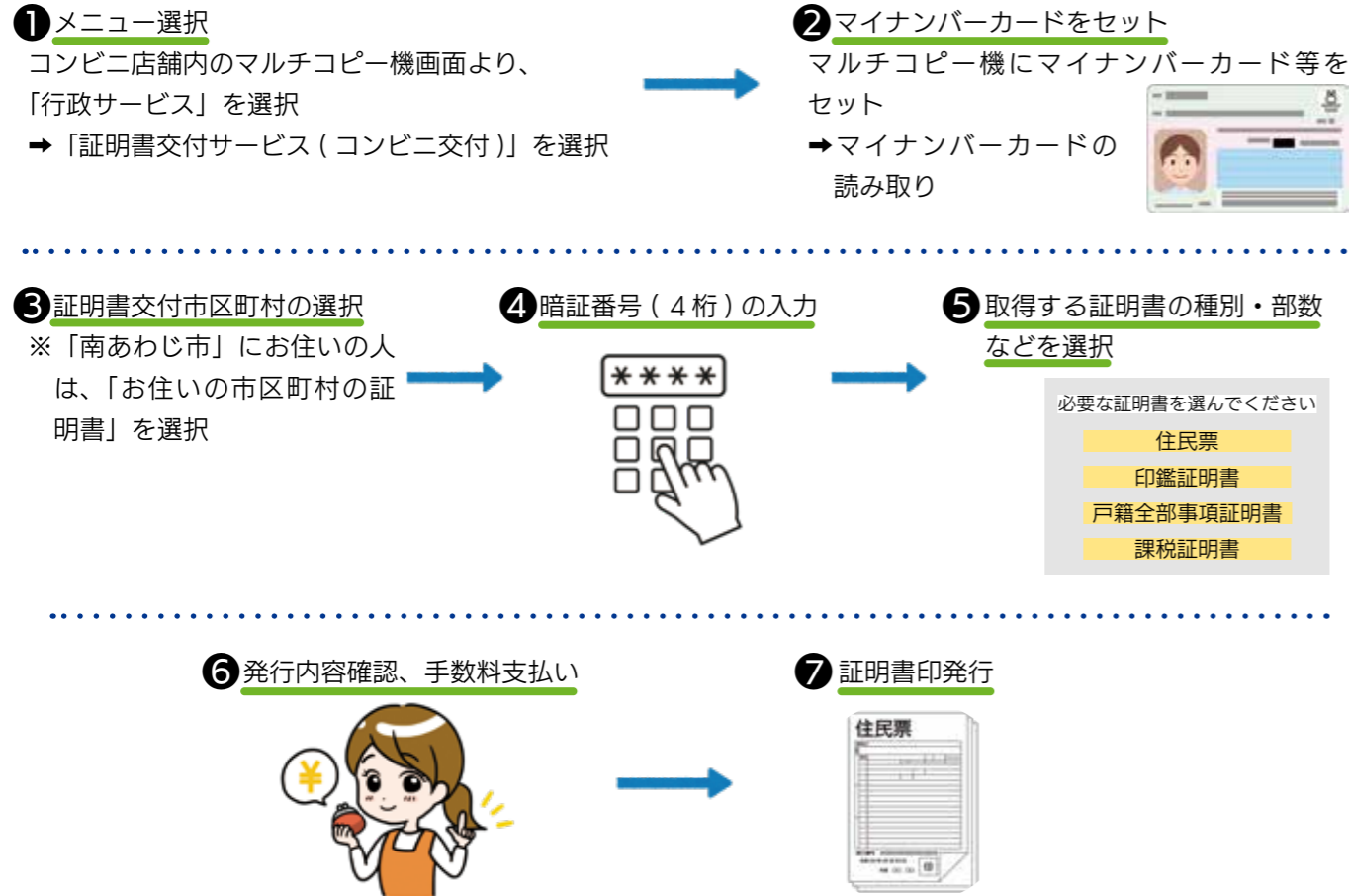


コンビニ交付の操作手順



マイナンバーカードについて

(カードおよび利用者証明用電子証明書が有効でない場合はこのサービスは利用できません。)

■カードの有効期限は、原則、カード発行後10回目の誕生日(18歳未満の人は、5回目)です。
※外国人住民の有効期限は在留期間、在留満了日等により異なります

■利用者証明用電子証明書は、カードの申請時に希望された人のみ搭載されています。有効期限は、原則、カード発行後5回目の誕生日です。

※当市で交付の場合は、手書きで有効期限を記入しています

■転入された人は、カードの継続利用の手続きが必須です。転入の届出日から90日以内に手続きをしなければ、カード自体使用できなくなり、このサービスを利用できません。

※廃止状態の場合、再度交付申請が必要です

本籍地が南あわじ市以外の人

南あわじ市に本籍がない人は、コンビニの端末にて戸籍証明書交付の利用登録申請をすることで、コンビニでのご利用に限り、取得できるようになります。

※利用できない市区町村もありますので、本籍地の市区町村へお問い合わせください

戸籍証明書交付の利用登録について

(南あわじ市に住民登録と本籍がある方は、利用登録申請は不要です。)

南あわじ市に住民登録がなく、南あわじ市に本籍がある人が、コンビニ交付サービスを利用して「戸籍証明書、戸籍の附票の写し」を取得するためには、事前に利用登録申請が必要です。登録されることにより、戸籍謄本等の証明書を取得できます。利用登録が完了するまで開庁日で5日程度必要です。

利用登録申請可能時間

6:30～23:00(マルチコピー機、パソコンとも)
※当市内での本籍変更等の場合は、再利用登録は不要です。ただし、利用者証明用電子証明書や個人番号カードの有効期限切れの場合は、新しく情報を連携するために再度利用登録申請が必要となります

～待たない! 安い! 便利!～

1通につき
100円
お得!

コンビニで住民票などの証明書が取れます!

総合窓口センター ☎ 43-5212

マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、コンビニエンスストア等の店舗内にあるマルチコピー機(多機能端末機)を自分で操作し、住民票の写しなどの証明書を取得できます。

市役所に行かなくても、お近くのコンビニなどでお昼休みや夜間、さらに休日でも都合に合わせて取得でき、**市役所窓口より手数料が100円安くなります。**

利用に必要なもの

- 有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカード、スマートフォン
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)

【利用できる人】

次の①または②に該当する人

- 南あわじ市に住民登録がある人で、有効な利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードをお持ちの人
- 南あわじ市に住民登録がなく、本籍がある人で有効な利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードをお持ちで、「戸籍証明書交付の利用登録申請」をされている人

利用できない人等

- 15歳未満および成年被後見人等の人
※15歳未満の人は、15歳を迎えた当日から利用できるようになります
- DVや児童虐待等による支援措置の申出をしている人
- 次の手続き直後は、利用できません。手続きから開庁日で2日後以降からご利用いただけます。
 - ・マイナンバーカードの交付後
 - ・市外からの転入後
 - ・利用者証明用電子証明書搭載後
- ※戸籍届出後(出生・婚姻等)は、戸籍の記載処理が完了(約2週間)するまで発行されません。また、戸籍届出を住所地でされなかった場合は、住民票の記載にも時間を要しますので事前に交付できるかご確認ください

発行できる証明書

※市役所窓口で取得する場合の手料金は、下表に100円加えた金額となります

証明書種別	取得できる人	手数料(1通あたり)	時間	備考
住民票の写し、住民票記載事項証明書(※現在のもの)	本人 同一世帯員	200円	6:30～23:00	住民票記載事項証明書は南あわじ市指定样式に限る
印鑑登録証明書	本人	200円	6:30～23:00	南あわじ市に住民登録があり印鑑登録をされた人のみ
戸籍全部事項証明書 戸籍個人事項証明書 ※現在分のみ ※本市に住民登録がない方は「戸籍証明書交付の利用登録」が必要	本人 同居者	350円	9:00～17:00	本籍地が南あわじ市の人のみ(除籍・原戸籍を除く) ※本籍地が他市町村の人は「本籍地が南あわじ市以外の人」をご覧ください
戸籍の附票の写し ※現在分のみ ※本市に住民登録がない方は「戸籍証明書交付の利用登録」が必要	本人 同居者	200円	9:00～17:00	
市県民税課税(非課税)証明書(※現年度のみ)	本人	200円	6:30～23:00	南あわじ市に住民登録があり、南あわじ市で申告された人に限る